鳥獣飼養登録及び販売禁止鳥獣等の販売許可事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、鳥獣飼養登録及び販売禁止鳥獣等の販売許可に関する要綱に規定する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本事務の処理に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成 14 年環境省令第 28 号）並びにその他の関係法令及び法に基づき知事が樹立した鳥獣保護事業計画に基づくものとする。

第２　許可基準等

（１）　鳥獣飼養登録関係

ア　飼養登録の対象は、法第９条第１項の規定により捕獲した非狩猟鳥獣の飼養で、既に登録を受けて飼養している鳥獣から生まれた鳥獣及び外国から輸入した鳥獣の飼養は除くものとする。

イ　登録対象者は、未成年以外の者とし、あいがん飼養の場合は、同一世帯内に既に飼養登録を受けている者がいないことを条件とする。

ウ　登録票の有効期間は、発行の日から１年とする。なお、登録票の有効期間は申請により更新することができる。

（２）　販売禁止鳥獣等の販売許可関係

ア　ヤマドリ（卵を含む、以下同じ。）及びこれを加工した食料品（生肉及びこれを調理したくんせい、味噌漬け、塩漬け等）並びにオオタカ（卵を含む、以下同じ。）の販売を、販売許可の対象とする。

イ　次の用途に供する場合に許可できるものとする。

(ｱ) 野生のヤマドリ：学術研究用、養殖種鳥用、博物館、動物園その他これに類する施設における展示、鑑賞を目的とする飼養

(ｲ) 人工養殖のヤマドリ：(ｱ) の用途に供するほか放鳥用、はく製用、食肉用、羽毛加工用

(ｳ) ヤマドリを加工した食料品：食用

(ｴ) オオタカ：学術研究用、養殖種鳥用、博物館、動物園その他これに類する施設における展示

ウ　ヤマドリを買入れて販売する場合は、買入れ先が販売許可を受けていること。

エ　許可羽数は、次のとおりとする。

(ｱ) ヤマドリ：イの事由及び申請者の過去の販売実績を考慮して必要限度とする。

(ｲ) オオタカ：現に保有する数量を上限とする。

オ　許可期間は、販売実績を考慮して１年以内とする。

第３　登録票等の交付手続き等

千葉市長は、申請等があった場合は、次のとおり事務を処理するものとする。

（１）飼養登録票は、申請に係る鳥獣１羽又は１頭ごとに発行し、鳥獣飼養登録者名簿（様式１）を作成する。

（２）飼養登録の場合は、鳥獣飼養登録台帳（様式２）（以下「台帳」という。）を作成する。

（３）更新の場合は、申請書と添付の登録票の内容を確認のうえ登録票を作成し、台帳に更新の旨を記入する。

（４）再交付の場合は、台帳により確認のうえ許可証に転記するとともに、登録番号の上に「再交付」の文字を記入し台帳の備考欄に再交付年月日を記入する。

（５）飼養登録を受けた鳥獣の譲り受け・引受け届出を受理した場合は、登録票にその旨を記入し押印欄に担当者印を押印する。また、譲り渡し・引渡した者の所在地の市町村長に通知し、台帳の写しの送付と台帳の該当鳥獣の欄の抹消及び備考欄に譲渡・引渡年月日の記入を依頼し、台帳に該当事項を転記して備考欄に譲り受け・引受け年月日を記入する。

（６）住所又は氏名（法人にあっては所在地・名称又は代表者の氏名）の変更の場合は登録票の該当事項を訂正するとともに旧所在地の市町村に台帳の送付を依頼し、該当事項を訂正して備考欄に変更年月日を記入する。

（７）上記（５）（６）のうち県外からの移動については、新しい台帳を作成する。

（８）販売禁止鳥獣等の販売許可は、販売許可証を申請者に交付することにより行う。

（９）販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、販売禁止鳥獣等販売許可者名簿（様式３）及び販売禁止鳥獣等販売許可台帳（様式４）を備えおいておくものとし、販売の許可をした場合は、販売禁止鳥獣等販売許可者名簿及び許可台帳にその旨を記載するものとする。

第４　立入検査

千葉市長は、鳥獣飼養登録事務及び販売禁止鳥獣等の販売許可の実施に際し、必要に応じて立ち入り検査を行うことができる。

この場合、身分を示す証票を携帯し関係者の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

なお、この立入検査は、犯罪捜査のため認められたものではない。

第５　報告の徴収

千葉市長は、販売禁止鳥獣等の販売許可の実施に際し、必要に応じて販売業者等から報告を徴収することができる。

第６　指導等

千葉市長は、違反行為の防止について、機会あるごとに一般住民に対して法令の趣旨及び内容を周知させるとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

附則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成１５年４月１６日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年５月２９日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（様式1）

鳥　獣　飼　養　登　録　者　名　簿

登録番号	住　　所	氏　名	飼養の事由	鳥獣名（オス・メス）	登録の新規・更新の別	登録票の有効期間	備　考

（様式２）

鳥　獣　飼　養　登　録　者　台　帳

氏　名		住　所					
生年月日		職　業		飼養の事由			
登録番号	鳥獣名（オス・メス）	登録の新規・更新の別	登録票の有効期間	捕獲許可番号	捕獲許可の有効期間	捕獲の目的	捕獲場所

（様式３）

販　売　禁　止　鳥　獣　等　販　売　許　可　者　名　簿

許可番号	住　　所	氏　名	販売の事由	鳥獣等の所在地	鳥獣名	数量	許可証の有効期間	備　考

（様式４）

鳥　獣　飼　養　登　録　者　台　帳

氏　名		住　所					
生年月日		職　業			販売の事由		
許可番号	鳥獣等の所在地	鳥獣名	数　量	許可証有効期間	飼養中の種類別数量	鳥獣等入手先	販売先